

令和 8 年第 3 回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第 1 号	龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例について	…	1
議案第 2 号	龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	…	3
議案第 3 号	龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について	…	4
議案第 4 号	龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	…	6
議案第 5 号	龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について	…	1 6
議案第 6 号	龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	1 8
議案第 7 号	令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について	…	3 8
			(別冊)
議案第 8 号	令和 7 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	3 9
			(別冊)
議案第 9 号	令和 7 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	4 0
			(別冊)
議案第 10 号	令和 7 年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について	…	4 1
			(別冊)

議案第11号	令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について	… 4 2
		(別冊)
議案第12号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について	… 4 3
		(別冊)
議案第13号	令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)	… 別冊1
議案第14号	令和8年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	… 別冊1
議案第15号	令和8年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	… 別冊1
議案第16号	令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)	… 別冊1
議案第17号	令和8年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	… 別冊1
議案第18号	令和8年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第2号)	… 別冊2
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	… 4 4
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第2号))	… 4 6
		(別冊2)
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)	… 4 7
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)	… 4 9
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)	… 5 1
報告第5号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について	… 5 3
報告第6号	令和7年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について	… 5 5

報告第7号	令和7年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について	…	57
報告第8号	公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について	…	59
			(別冊)

議案第1号

龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例
(龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成29年龍ヶ崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害賠償義務) 第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長等に届け出るとともに、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。	(損害賠償義務) 第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長等に届け出るとともに、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長等</u> が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成26年龍ヶ崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害賠償) 第12条 使用者等は、図書館の施設、附帯設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。	(損害賠償) 第12条 使用者等は、図書館の施設、附帯設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成30年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（損害賠償） 第14条 入館者又は利用者は、資料館の施設若しくは附帯設備又は資料を毀損し、滅失し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。	（損害賠償） 第14条 入館者又は利用者は、資料館の施設若しくは附帯設備又は資料を毀損し、滅失し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年龍ヶ崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
1 省 略				1 省 略			
2 省 略				2 省 略			
3 龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）				3 龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）			
利用期間		開場時間	休場日	利用期間		開場時間	休場日
4 月 1 日から <u>翌年の</u> <u>3 月 3 1 日</u> まで		午前 6 時から午 後 9 時まで	毎週月曜日（月曜日が 休日に当たる場合は、 その日以後の直近の休 日でない日） <u>及び 1 2</u> <u>月 2 8 日から翌年の 1</u> <u>月 4 日</u> まで	<u>3 月 1 日から 3 月 3</u> <u>1 日まで・ 1 1 月 1</u> <u>日から 1 2 月 2 7 日</u> <u>まで</u>		午前 6 時から午 後 5 時まで	毎週月曜日（月曜日が 休日に当たる場合は、 その日以後の直近の休 日でない日）
4 省 略				4 月 1 日から <u>1 0 月</u> <u>3 1 日</u> まで		午前 6 時から午 後 9 時まで	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
(龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和 4 2 年龍ヶ崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入所の要件) 第 6 条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。 (1) 子ども・子育て支援法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子ども (2) 省 略	(入所の要件) 第 6 条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。 (1) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 (2) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 (3) 省 略

(龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第 2 条 龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成 2 7 年龍ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市立保育所給食費) 第 5 条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた満 3 歳以上保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等及び乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定	(市立保育所給食費) 第 5 条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第 1 9 条第 2 号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等及び乳児等支援給付認定子

保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。 2 省 略 （利用者負担額等の納付期限） 第10条 省 略 2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあつては<u>満3歳以上保育認定子ども</u>が市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。 3 } 省 略 5 }	どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。 2 省 略 （利用者負担額等の納付期限） 第10条 省 略 2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあつては<u>法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子ども</u>が市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。 3 } 省 略 5 }
---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 (龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年龍ヶ崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の目的) 第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき<u>保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、	(最低基準の目的) 第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、

第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 省 略

第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 省 略

3
6 } 省 略

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

3
6 } 省 略

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

第13条 削除

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

(3) } 省 略
(5)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7) } 省 略
(11)

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第29条 省 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による

(3) } 省 略
(5)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) } 省 略
(11)

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

第29条 省 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（職員）

第44条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第47条 省 略

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（職員）

第44条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第47条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年龍ヶ崎市条例第16号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定<u>(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定<u>(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、<u>この条例による改正前の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>	付 則 (経過措置) 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 5 号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成 9 年龍ヶ崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
(保育ルーム) 第 2 条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	(保育ルーム) 第 2 条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>龍ヶ崎小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地</td></tr><tr><td>馴柴小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地</td></tr><tr><td>龍ヶ崎西小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地</td></tr><tr><td>馴馬台小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>城ノ内小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地</td></tr><tr><td>北竜台学園保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地</td></tr></table>	名称	位置	龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地	馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地	龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1	省 略		城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地	北竜台学園保育ルーム	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>龍ヶ崎小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地</td></tr><tr><td><u>松葉小学校保育ルーム</u></td><td><u>龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地</u></td></tr><tr><td>馴柴小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地</td></tr><tr><td>龍ヶ崎西小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地</td></tr><tr><td><u>長山小学校保育ルーム</u></td><td><u>龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1</u></td></tr><tr><td>馴馬台小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>城ノ内小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地</td></tr></table>	名称	位置	龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地	<u>松葉小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地</u>	馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地	龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	<u>長山小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1</u>	馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1	省 略		城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地
名称	位置																																		
龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地																																		
馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地																																		
龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地																																		
馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1																																		
省 略																																			
城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地																																		
北竜台学園保育ルーム	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地																																		
名称	位置																																		
龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地																																		
<u>松葉小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地</u>																																		
馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地																																		
龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地																																		
<u>長山小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1</u>																																		
馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1																																		
省 略																																			
城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地																																		
2 省 略 (対象児童)	2 省 略 (対象児童)																																		

第4条 保育ルームに入所することができる児童（以下「対象児童」という。）は、原則として本市が設置する小学校又は義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、学校放課後等において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる者とする。

(1) }
2 } 省 略
(3) }

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第4条 保育ルームに入所することができる児童（以下「対象児童」という。）は、原則として本市が設置する小学校に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、学校放課後等において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる者とする。

(1) }
2 } 省 略
(3) }

議案第 6 号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年龍ヶ崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 節 省 略 第 2 節 省 略 第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 款 省 略 第 2 款 省 略 第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条—<u>第 5 2 条</u>） 第 2 章 } 省 略 付則 } （定義）	目次 第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 節 省 略 第 2 節 省 略 第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 款 省 略 第 2 款 省 略 第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・<u>第 5 2 条</u>） 第 2 章 } 省 略 付則 } （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) } 省 略
(5)

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

(7) } 省 略
(11)

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12) } 省 略
(22)

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) } 省 略
(29)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) } 省 略
(5)

(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(7) } 省 略
(11)

(12) } 省 略
(22)

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) } 省 略
(29)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 省 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 省 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 省 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 省 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 省 略

2 特定教育・保育施設は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 省 略

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 省 略

（利用者負担額等の受領）

第13条 } 省 略

1 }

3 }

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算

第7条 省 略

2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 省 略

（教育・保育の提供の記録）

第12条 省 略

（利用者負担額等の受領）

第13条 } 省 略

1 }

3 }

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算

額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ
6 } 省 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要

額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ
6 } 省 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要

事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) } 省 略
(6)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8) } 省 略
(11)

（利用定員の遵守）

第22条 省 略

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する

事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) } 省 略
(6)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）

(8) } 省 略
(11)

（定員の遵守）

第22条 省 略

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する

場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、第13条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合に

場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、第13条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、第13条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、第13条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第47号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第47号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）
は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 省 略

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）
は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第1項を除く。）において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）
は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小

満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。

以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 省 略

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2
6 } 省 略

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるも

以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 省 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2
6 } 省 略

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力

のを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 9
 - 10
 - 11
 - 12
- } 省 略

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2
 - 6
- } 省 略

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1)
 - 2
 - (6)
- } 省 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに

を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

- 8
 - 9
 - 10
 - 11
- } 省 略

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2
 - 6
- } 省 略

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1)
 - 2
 - (6)
- } 省 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに

利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する
選考の方法を含む。）

(8) }
(11) } 省 略

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 省 略

（利用定員の遵守）

第48条 省 略

（記録の整備）

第49条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) }
(5) } 省 略

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事

利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8) }
(11) } 省 略

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 省 略

（定員の遵守）

第48条 省 略

（記録の整備）

第49条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) }
(5) } 省 略

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事

業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 2 5 条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号））」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）の数の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第 1 2 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 1 4 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除

用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付

く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認

認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 7 号

令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 8 号

令和 7 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 9 号

令和 7 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第10号

令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 1 1 号

令和 7 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 1 2 号

令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、別冊の令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおりに利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計決算を別冊のとおりに監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。
令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- 1 氏 名 黒 澤 悦 子
- 2 住 所 龍ヶ崎市北方町 3 4 0 番地
- 3 生年月日 昭和 3 5 年 1 1 月 1 4 日

(参考資料)

1 氏 名 くろ黒 さわ澤 えつ悦 こ子

2 略 歴 駒澤大学法学部卒業
北相馬郡利根町立文小学校教諭
龍ヶ崎市立久保台小学校教諭
龍ヶ崎市立馴柴小学校教諭
稲敷市立江戸崎中学校教諭
稲敷郡河内町立みずほ小学校教頭
稲敷市立沼里小学校校長
稲敷市立あずま西小学校校長
学校法人沼田学園もりや白帆保育園園長

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第 1 5 号

和解に関するについて

令和 8 年 4 月 2 9 日午後 0 時 3 7 分頃、 龍ヶ崎市馴馬町 2 6 1 8 番地の龍ヶ崎市農産物等直売所の駐車場において、龍ヶ崎市に在住の方が運転する軽乗用車が龍ヶ崎市農産物等直売所の外壁に衝突し、当該外壁を損傷させた事故に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 8 年 8 月 3 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

和解の内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第 1 6 号

和解に関することについて

令和 8 年 5 月 1 5 日午前 9 時 2 0 分頃、龍ヶ崎市馴柴町字一区 1 0 4 番地 4 地先の県道龍ヶ崎市停車場線において、職員が除草作業をしていたところ、使用していた乗用型草刈機によって小石が飛散し、龍ヶ崎市に在住の方が所有する小型乗用車を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 8 年 8 月 3 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金 3 0 3 , 7 6 5 円

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第 1 7 号

和解に関するについて

令和 8 年 4 月 1 5 日午後 2 時 1 2 分頃、龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地の龍ヶ崎市立城ノ内小学校の配膳室前の搬入口において、学校給食で提供する飲料を受領するために同校の職員が出した折り畳み台車が当該搬入口にあるプラットフォームから落下し、当該搬入口前に停車していた千葉県柏市内の会社が使用する軽自動車（冷蔵冷凍車）を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 8 年 8 月 6 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金 1 3 7 , 7 8 6 円

報告第5号

令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	アナログ規制点検・見直し事業	令和6年度	660,000				660,000	660,000				660,000					
			令和7年度	3,190,000				3,190,000	3,190,000				3,190,000					
			計	3,850,000				3,850,000	3,850,000				3,850,000					
		新長戸コミュニティセンター建設事業	令和6年度	187,964,000		148,200,000	20,000,000	19,764,000	157,800,000	124,400,000	20,000,000	13,400,000	30,164,000	23,800,000	6,364,000			
			令和7年度	266,389,000		213,100,000	30,000,000	23,289,000	295,202,750	232,200,000	30,000,000	33,002,750	△ 28,813,750	△ 19,100,000	△ 9,713,750			
			計	454,353,000		361,300,000	50,000,000	43,053,000	453,002,750	356,600,000	50,000,000	46,402,750	1,350,250	4,700,000	△ 3,349,750			

報告第 6 号

令和 7 年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和7年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.65)	— (17.65)	4.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は早期健全化基準である。

報告第7号

令和7年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年9月1日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和7年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率報告書

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
龍ヶ崎市下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率がない場合は「—」を記載している。
- 2 括弧内は経営健全化基準である。

報告第 8 号

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇